

《補装具・日常生活用具》

(1) 補装具

身体障害者や難病患者等に対して、日常生活や社会生活の能力向上を図るために、補装具を交付（修理・貸与）します。

<対象者>

身体障害者手帳を有する障害者や難病患者等

㊦本人または、世帯員の住民税所得割の最多納税額が46万円以上になる場合は、給付対象外となります。

<補装具の種類> ㊦ 給付には、個々の種目によりそれぞれ条件があります。

視覚障害	・盲人安全つえ・義眼・眼鏡等
聴覚障害	・補聴器等
肢体不自由	・義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ等

<費用負担>

原則Ⅰ割を自己負担

（18歳以上の障害者等は本人及び配偶者の前年又は当該年の住民税額により、支給の是非と自己負担額が決まります。）

<手続きに必要なもの>

- ・指定医師の意見書（難病患者等にあっては主治医の意見書）
- ・指定業者の見積書、仕様書（採寸票）、カタログ（製品の詳細が分かるもの）
→対象業者一覧はp56～
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳・特定疾患医療受給者証（持っている方のみ）
- ・個人番号がわかるもの
- ・環境調査書

㊦ 必ず製作開始前に申請が必要です。

<手続き窓口> 障害福祉課 障害福祉担当

大井川市民サービスセンター 受付担当

(2) 重度障害者等日常生活用具

身体障害者や難病患者等に対し、日常生活が円滑に行われるよう日常生活用具を給付します。なお、介護保険制度の適用者については、介護保険での貸与が優先されるのでご注意ください。

<費用負担>

原則Ⅰ割を自己負担

（18歳以上の障害者等は本人及び配偶者の前年又は当該年の住民税額により、支給の是非と自己負担額が決まります。）

<手続きに必要なもの>

- ・販売店・メーカー等の見積書、カタログ（場合によって医師の意見書が必要な場合があります。）

- ・印鑑

- ・身体障害者手帳・療育手帳・特定疾患医療受給者証（持っている方のみ）

② 本人または、配偶者の住民税所得割の最多納税額が46万円以上になる場合は、給付対象外となります。

③ 必ず購入前に申請が必要です。

④ 当月分の申請には締切日を設けています。

消耗品（ストーマ、おむつ、人工内耳用電池等）の当月分の申請は、その月の20日（閉庁日となる場合はその前日）が、申請の締め切りとなります。

<手 続 き 窓 口> 障害福祉課 障害福祉担当

大井川市民サービスセンター 受付担当

（3）小児慢性特定疾病児童等日常生活用具

小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図るため下記の用具を給付します。

<対 象 者>

小児慢性特定疾病児童等

<用 具 の 種 類>

・便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー（吸入器）・パルスオキシメーター・ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）・人工鼻
--

<費 用 負 担>

世帯の当該年度分の市民税及び前年分の所得税の課税額により異なります。

<手続きに必要なもの>

- ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（第1号様式）

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

- ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付診断書（第2号様式）

- ・世帯の当該年度分の市民税額及び前年分の所得税額を証明する書類

- ・給付を受けたい用具の見積書

<手 続 き 窓 口>

健康づくり課（保健センター） 母子保健担当 ☎054-627-4111

重度身体障害者等日常生活用具

	品 目	対象者（その障害の状態）	性能
介護・支援用具 訓練	特殊寝台 ※介護保険制度優先適用	【者】 下肢機能障害又は体幹機能障害の２級以上 【難】 寝たきりの状態 ※ 18歳以上	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
	特殊マット ※介護保険制度優先適用	【者】 下肢機能障害又は体幹機能障害の１級で、常時介護を要する状態 知的障害の重度 【児】 下肢機能障害又は体幹機能障害の２級以上 知的障害の重度 ※ 原則３歳以上 【難】 寝たきりの状態 ※ 原則３歳以上	褥瘡の防止、又は失禁等による汚染若しくは損耗への防止ができる機能を有するもの 失禁等による汚染又は損耗を防止するために、マット（寝具）にビニール等の加工をしたもの
//	特殊尿器 ※介護保険制度優先適用	【者】 下肢機能障害又は体幹機能障害の１級 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 自力で排尿できない状態 ※ 原則学齢児以上 <共通> かつ、常時介護を要する状態	尿が自動的に吸引されるもので、本人又は介助者が容易に使用し得るもの
	入浴担架 ※介護保険制度優先適用	【者】 下肢機能障害又は体幹機能障害の２級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則３歳以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則３歳以上 <共通> かつ、入浴に介助を要する状態	本人を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの
//	体位変換器 ※介護保険制度優先適用	【者】 下肢機能障害又は体幹機能障害の２級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 寝たきりの状態 ※ 原則学齢児以上 <共通> かつ、下着交換等に介助を要する状態	本人の体位を変換させるのに、本人又は介助者が容易に使用し得るもの
	移動用リフト（天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。） ※介護保険制度優先適用	【者】 下肢機能障害又は体幹機能障害の２級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則３歳以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則３歳以上	本人を移動させるのに、介助者が容易に使用し得るもの

重度身体障害者等日常生活用具

	品 目	対象者（その障害の状態）	性能
〃	訓練いす	【児】 下肢機能障害又は体幹機能障害の２級以上 ※ 原則３歳以上 【難】 【児】と同程度 ※ １８歳未満 ※ 原則３歳以上	原則として付属のテーブルを付けるもの
〃	訓練用ベッド	【児】 下肢機能障害又は体幹機能障害の２級以上 ※ 原則学齢児以上 【難】 【児】と同程度 ※ １８歳未満 ※ 原則学齢児以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
〃	カーシート	【者】 体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の２級以上 【難】 【者】と同程度 ※ １８歳以上	本人の乗車時における座位保持を可能にする機能を有するもの
自立 支援 生活 用具	入浴補助用具（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。） ※介護保険制度優先適用	【者】 下肢機能障害又は体幹機能障害 【児】 【者】と同じ ※ 原則３歳以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則３歳以上 <共通> かつ、入浴に介助を要する状態	入浴時の、移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもので、本人又は介助者が容易に使用し得るもの
〃	便器（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。） ※介護保険制度優先適用	【者】 下肢機能障害又は体幹機能障害の２級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 常時介護を要する状態 ※ 原則学齢児以上	本人が容易に使用し得るもの
〃	頭部保護帽	【者】 平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害 知的障害 精神障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、頻繁に転倒するなど必要と認められる状態	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
〃	T字状・棒状のつえ	【者】 平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、必要と認められる状態	歩行を補助できるもので、本人が容易に使用し得るもの

重度身体障害者等日常生活用具

	品 目	対象者（その障害の状態）	性能
//	移動・移乗支援用具（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。） ※介護保険制度優先適用	【者】 平衡機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害 【児】 【者】と同じ ※ 原則3歳以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則3歳以上 <共通> かつ、家庭内の移動等に介助を要する状態	おおむね次のような性能を有する、手すり、スロープ等 (1) 本人の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性があるもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具であること。
//	特殊便器（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	【者】 上肢機能障害の2級以上 知的障害の重度で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な状態 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上	温水温風が出るもので、本人又は介助者が容易に使用し得るもの
//	火災警報器	【者】 身体障害の2級以上 知的障害の重度 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な状態	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発して屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの
//	自動消火器	<共通> その者の属する世帯が、以下の【者】、【児】、【難】のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯であること 【者】 身体障害の2級以上 知的障害の重度 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、火災発生の感知又は避難が著しく困難な状態	室内温度の異常上昇又は炎の接触で、自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの
//	電磁調理器	【者】 視覚障害の2級以上 知的障害の重度 【難】 【者】と同程度 ※ 18歳以上 <共通> かつ、その者の属する世帯が日常生活上必要と認められる世帯であること	本人が容易に使用し得るもの
//	歩行時間延長信号機用小型送信機	【者】 視覚障害の2級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上	音響装置付信号機の青色点灯時間を通常より長くする装置で、本人が容易に使用し得るもの

重度身体障害者等日常生活用具

	品 目	対象者（その障害の状態）	性能
〃	聴覚障害者用屋内 信号装置	【者】 聴覚障害の２級以上 【難】 【者】と同程度 ※ １８歳以上 <共通> かつ、その者の属する世帯が日常生活上必要と認められる世帯であること	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの
〃	視覚障害者用音声 ＩＣタグレコー ダー	【者】 視覚障害の２級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上	視力に障害のある人が物の識別を容易にする製品で、ＩＣタグ等の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データにより音声案内を行う機能を有し、点字、凸線等により操作ボタンが知覚できる器械で、本人が容易に使用し得るもの
〃	地震防災用具	【者】 身体障害の４級以上 知的障害の重度 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、地震等発災時の安全確保が困難又は避難生活に支障が生じる状態	地震等の発災時又は避難中に、本人が容易に使用し得るもので、本人の安全を確保する機能を有する次のもの (1) 防災用ベスト (2) 防災用リュック (3) その他障害に関する専門的な知識や技術を要する防災用具であって、一般的に普及していないもの
〃	発動発電機人工呼 吸器用外部バッテ リー	【者】 身体障害の２級以上 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、在宅で人工呼吸器を使用している状態	介助者が容易に使用し得るもの
在宅 支 援 用 具 等	透析液加温器	【者】 腎臓機能障害の３級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則３歳以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則３歳以上 <共通> かつ、自己連続携行式腹膜かん流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う状態	透析液を加温し、一定温度に保つもの
〃	ネブライザー（吸 入器）	【者】 呼吸器機能障害の３級以上又はこれと同程度の身体障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、必要と認められる状態	本人が容易に使用し得るもの

重度身体障害者等日常生活用具

	品 目	対象者（その障害の状態）	性能
//	電気式たん吸引器	【者】 呼吸器機能障害の３級以上又はこれと同程度の身体障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、必要と認められる状態	本人が容易に使用し得るもの
//	吸引機・ネブライザー(吸入器)両用器	【者】 呼吸器機能障害の３級以上又はこれと同程度の身体障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、必要と認められる状態	本人が容易に使用し得るもの
//	酸素ポンベ運搬車	【者】 医療保険における在宅酸素療法を行う状態 【難】 【者】と同じ ※ １８歳以上	本人が容易に使用し得るもの
//	視覚障害者用体温計（音声式）	【者】 視覚障害の２級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、その者の属する世帯が日常生活上必要と認められる世帯であること	本人が容易に使用し得るもの
//	視覚障害者用体重計	【者】 視覚障害の２級以上 【難】 【者】と同程度 ※ １８歳以上 <共通> かつ、その者の属する世帯が日常生活上必要と認められる世帯であること	本人が容易に使用し得るもの
//	視覚障害者用血圧計(音声式)	【者】 視覚障害の２級以上 【難】 【者】と同程度 ※ １８歳以上 <共通> かつ、その者の属する世帯が日常生活上必要と認められる世帯であること	本人が容易に使用し得るもの

重度身体障害者等日常生活用具

	品 目	対象者（その障害の状態）	性能
〃	パルスオキシメーター	【者】 呼吸器機能障害、心臓機能障害又はこれらと同程度の身体障害（同程度の身体障害の場合は医師が必要と認める状態） 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、在宅酸素療法を行っている状態又は人工呼吸器の装着が必要な状態	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度を測定できるもので、〔これに加え、難病患者（児童を含む。）にあっては真に必要と認める場合に限り、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもので、〕本人及び介助者が容易に使用し得るもの
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	【者】 音声機能障害、言語機能障害又は肢体不自由 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上 <共通> かつ、発声・発語に著しい障害を有する状態	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもので、本人が容易に使用し得るもの
〃	情報・通信支援用具	【者】 視覚障害若しくは上肢機能障害の２級以上、又は脳原性運動機能障害（上肢機能障害に限る。） 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、必要と認められる状態	障害のある人向けの、パーソナルコンピュータ用の、周辺機器やソフト等で、本人が容易に使用し得るもの
〃	点字ディスプレイ	【者】 視覚障害の２級以上 【難】 【者】と同程度 ※ １８歳以上 <共通> かつ、必要と認められる状態	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの
〃	点字器	【者】 視覚障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、主に情報の入手を点字によっている状態	本人が容易に使用し得るもの
〃	点字タイプライター	【者】 視覚障害の２級以上 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、就労・就学しているか又は就労・就学見込の状態	本人が容易に使用し得るもの

重度身体障害者等日常生活用具

	品 目	対象者（その障害の状態）	性能
〃	視覚障害者用ポータブルレコーダー	【者】 視覚障害の２級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音と、当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、本人が容易に使用し得るもの
〃	視覚障害者用活字文書読上げ装置	【者】 視覚障害の２級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上	暗号化情報（文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化したもの）を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、本人が容易に使用し得るもの
〃	視覚障害者用拡大読書器	【者】 視覚障害 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上 <共通> かつ、本装置により文字等を読むことが可能になる状態	画像入力装置によって、読みたいもの（印刷物等）が簡単に拡大された画像（文字等）としてモニターに映し出せるもの
〃	視覚障害者用小型拡大読書器	【者】 視覚障害 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上 <共通> かつ、本装置により文字等を読むことが可能になる状態	読みたいもの（印刷物等）が簡単に拡大された画像（文字等）として表示されるもので、容易に持ち運びができるもの
〃	視覚障害者用時計	【者】 視覚障害の２級以上 【難】 【者】と同程度 ※ １８歳以上	本人が容易に使用し得るもの
〃	視覚障害者用ラジオ	【者】 視覚障害の２級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上	テレビ放送等の音声を受信する機能を有するもので、本人が容易に使用し得るもの

重度身体障害者等日常生活用具

	品 目	対象者（その障害の状態）	性能
〃	音声色彩判別装置 及び液面検知装置	【者】 視覚障害の２級以上 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上	本人が容易に使用し得るもの
〃	暗所視支援眼鏡	【者】 視覚障害者であって、医師の診断書により必要と認められるもの又は網膜色素変性症のもの 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せる器機で、本人が容易に使用し得るもの
〃	聴覚障害者用印字 型通信装置	【者】 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、印字（文字等）により通信できる機器で、本人が容易に使用し得るもの
〃	聴覚障害者用映像 型通信装置	【者】 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害 【児】 【者】と同じ ※ 原則学齢児以上 【難】 【者】、【児】と同程度 ※ 原則学齢児以上 <共通> かつ、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる状態	通信回線に接続することにより、音声の代わりに、映像等により通信できる機器で、本人が容易に使用し得るもの
〃	聴覚障害者用情報 受信装置	【者】 聴覚障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、本装置によりテレビの視聴が可能になる状態	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組、並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したもの、を画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の緊急信号（聴覚に障害のある人向け）を受信するもので、本人が容易に使用し得るもの
〃	人工喉頭（笛式、 電動式）	【者】 音声機能障害等 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、本装置により発声が可能になる状態	呼気によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの、又は顎下部等に当たった電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの

重度身体障害者等日常生活用具

	品 目	対象者（その障害の状態）	性能
〃	人工喉頭（埋込型 用人工鼻）	【者】 音声機能障害等 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、本装置により発声が可能になる状態（常時埋 込型の人工喉頭を使用）	気管孔に取り付ける、人工鼻用カ セットとベースプレート
〃	視覚障害者用図書	【者】 視覚障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、主に情報の入手を点字、大活字、音訳によっ ていう状態	点字図書、大活字図書、DAIS Y図書
〃	人工内耳用電池等	【者】 聴覚障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、現に人工内耳を装用している状態	人工内耳用ボタン電池、人工内耳 用充電器、人工内耳用充電電池
〃	人工内耳体外機	【者】 聴覚障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度 <共通> かつ、現に人工内耳を装用している状態	人工内耳体外機
排泄 支援 管 用 理 具	ストーマ装具(蓄 便袋)	<共通> ストーマ造設の状態	本人又は介助者が容易に使用し得 るもの
〃	ストーマ装具(蓄 尿袋)	<共通> ストーマ造設の状態	本人又は介助者が容易に使用し得 るもの
〃	収尿器	【者】 高度の排尿機能障害 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度	本人又は介助者が容易に使用し得 るもの
〃	紙おむつ等（紙お むつ、洗腸用具、 さらし・ガーゼ等 の衛生用品）	【者】 高度の排便機能障害、高度の排尿機能障害、又は脳 原性運動機能障害で意思表示困難な状態 【児】 【者】と同じ 【難】 【者】、【児】と同程度	本人又は介助者が容易に使用し得 るもの

重度身体障害者等日常生活用具

	品 目	対象者（その障害の状態）	性能
住 宅 改 修 費	居宅生活動作補助用具（設置に小規模な住宅改修を伴うもの） ※介護保険制度優先適用	【者】 下肢機能障害、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の３級以上（ただし、特殊便器への取替えを行う場合は、これらに加えて上肢機能障害の２級以上）、又は視覚障害の２級以上	本人の移動等を円滑にするために、次のような設備の設置を行う小規模な住宅改修 (1) 手すりの取り付け（壁の下地の補強を含む。） (2) 床の段差の解消（給排水設備工事を含む。） (3) 滑り止め、移動の円滑化等のための、床又は通路面の材料の変更（下地の補修及び根太の補強を含む。） (4) 引き戸等への扉の変更（壁及び柱の改修を含む。） (5) 特殊便器への取替え（給排水設備工事及び床材の変更を含む。）
		【児】 【者】 と同じ ※ 原則学齢児以上	
		【難】 【者】 、 【児】 と同程度 ※ 原則学齢児以上	

備考

１ この表における対象者の要件において、【者】とは障害者、【児】とは障害児、【難】とは難病患者（児童を含む。）に関する要件を、また、＜共通＞とは障害者、障害児及び難病患者（児童を含む。）に関して共通する要件を示す。

２ また、要件の具体的内容の記載においては、身体障害は身体障害者手帳上の身体障害のことを、知的障害は療育手帳上の知的障害のことを、精神障害は精神障害者保健福祉手帳上の精神障害のことを、難病患者（児童を含む。）の障害は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」上の「難病」による障害であって医師の診断書によりその状態が確認できるもののことをいう。

(4) 車椅子貸与制度

病気やけが等により一時的に歩行が困難な方に対し、車椅子を無料で貸し出します。貸出期間は、必要最低限の期間とし、2ヶ月が限度です。

ただし、介護保険による車椅子貸与制度を利用できる方は、そちらが優先されます。

<手 続 き 窓 口>障害福祉課 障害福祉担当

(5) 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）に対し、補聴器購入費用を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。

<助 成 額>

基準額の2／3

<手続きに必要なもの>

・意見書（精密聴力検査機関により作成されたもの）

※精密聴力検査機関（県内は4か所）

県立総合病院、聖隷浜松病院、浜松医科大学付属病院、沼津市立病院

・見積書

・印鑑

<手 続 き 窓 口>障害福祉課 障害福祉担当

⑫本人または、世帯員の住民税所得割の最多納税額が46万円以上になる場合は、給付対象外となります。

⑬ 必ず購入前に申請が必要です。